

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和元年度 第1回松阪市景観審議会
2. 開催日時	令和2年3月23日(月) 午後2時00分から午後3時25分
3. 開催場所	松阪市本町2176番地 松阪市産業振興センター 2階人材育成講座室
4. 出席者氏名	(松阪市景観審議会委員) 浅野 聡(会長)、中村 貴雄、宮本 留規、 松田 ますみ、門 暉代司(副会長)、山本 真帆、 中北 直子 (事務局) 建設部部長：長野 功 都市計画課長：笠井 賢一 景観担当主幹兼景観係長事務取扱：松野 直樹 景観係：亀谷 佳伸
5. 開催および非公開	一部非公開(個人情報等を含むため)
6. 傍聴者数	1名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

# 令和元年度 第1回松阪市景観審議会 事項書

日時：令和2年3月23日（月）14時00分より

会場：松阪市産業振興センター 2階

人材育成講座室

## 1. あいさつ

## 2. 報告事項

(1) 松阪市景観計画運用実績について

(2) 重点地区候補について

※非開示

(3) 景観重点地区「松坂城跡周辺地区」の景観形成基準の一部見直しについて

※非開示

(4) 歴史的まちなみ修景整備事業補助金の交付基準運用の一部見直しについて

※非開示

## 3. その他

事務局 ・あいさつ（長野部長）  
・配布資料の確認  
・傍聴者の説明 等

事務局 それでは議事につきましては会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願い致します。

会長 お忙しい中、令和元年度第1回松阪市景観審議会にご出席いただきましてありがとうございます。それでは事項書と資料に沿って進めていきたいと思っておりますので、適宜ご意見などありましたらよろしくお願い致します。  
それでは、本審議会の成立の可否について事務局から報告をお願いします。

事務局 ・委員出席人数報告、松阪市景観規則第26条2の規定により審議会成立の報告

会長 本審議会は成立していますので、事項書に沿って進めていきたいと思っております。事項書をご覧になっていただいて、2.報告事項の（1）松阪市景観計画運用実績について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ・（1）について報告

会長 ただ今の資料1に関して委員の方からご質問等ありますでしょうか。次の景観審議会はいつでしょうか。新年度審議会の開催予定はありますか。

事務局 審議事項が出てくれば開催させていただきます。

会長 資料1の報告について、今年度の作品選考会の際にも話しましたが、先日の景観計画改正検討委員会で、景観絵画コンクールが次年度で10周年を迎えるということでプログラムをパワーアップできればという意見が出ましたが、景観審議会が開催されないと企画がそのままになります。過去に入賞した作品もたまっていますし、初期の頃に入賞した子はもう社会人ですので、集まってもらって対談するようなことも可能だと思いますし、色々なことができると思います。景観の普及啓発活動の一環として、まずは子どもたちをきっかけにしてやってきたと思います。10年続いたのはすごく大きな成果で、松阪市内幅広く色んな所を取り上げてくれていますし、近年は景観計画の重点地区もよく取り上げてくれるようになっていきます。我々としては重点地区の活性化というのは大きな課題ですので、重点地区をよく描いてくれている子どもたちとその作品を、うまく10周年で紹介しながら、重点地区の活性化につなげていければと思います。今の時点で何か見通しはありますか。

事務局 具体的な形ではないですが、表彰式後の交流会の内容を検討していきたいと考え

ています。

会長 出題を少し変えることも可能だと思います。自由テーマで従来通り描いてもらうのも可能ですし、例えば重点地区部門として、意図的にそこに応募してもらってもいいと思います。特に小学校の先生の協力のもとでかなりたくさん応募していただいて、この景観絵画コンクールが浸透していると思いますので、それを上手に活用して、景観計画の活性化につなげていけたらという風に思います。また、10周年を機に冊子などを作成すると国土交通省の都市景観大賞に再応募できる可能性もあり、そういった対外的な評価も出したらどうかと思います。これだけの人が参加してくれているのは三重県では松阪市が1番多いです。毎回審査して10周年ですので、これまでのとりまとめができれば良いと思います。何かありましたらいつでも相談にのります。

(2)(3)(4)の内容は非公開のため、要旨を記載します。

(2) 重点地区候補について

- ・ 候補地区の現状と景観重点地区指定に向けた取組み
- ・ 候補地区の区域案

(3) 景観重点地区「松坂城跡周辺地区」の景観形成基準の一部見直しについて

- ・ 景観形成基準の一部見直しの経緯とその概要
- ・ 景観形成基準の一部見直し項目に係る数値の根拠
- ・ 文化課との補助制度の違い
- ・ 基準の一部見直しにおける行政手続き

(4) 歴史的まちなみ修景整備事業補助金の交付基準運用の一部見直しについて

- ・ 補助交付基準運用の一部見直しの経緯とその概要
- ・ 補助金を積極的に活用して残してもらう方向
- ・ 重点地区内での解体、新築が進むため補助金制度の周知
- ・ 重点地区の景観まちづくりの活動状況や地区の活性化

事務局 その他

- ・ 資料について

- ・ あいさつ（笠井課長）